

職場意識改善計画

平成 24 年 6 月 22 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>事務局内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等改善委員会を設置する。 当法人会事務局は現在3名の職員で、労働組合は組織されていないが、本事業の実施を契機に労働時間等改善委員会を設置することとしたい。この委員会の構成メンバーは、事務局職員とし、代表を選出し協議を行う。委員会の委員の任期や運営についての必要な事項を盛り込んだ運営規定を策定する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>設置した労働時間等改善委員会を定期的で開催する。 上記委員会では、所定時間外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備や業務改善等の議事を扱うこととし、年に4回実施を目標とし職員との定期的な協議の場を設ける。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>職場における職場意識を改善するため、職員各人からの労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、改善のための意見要望等の受付体制を整備する。 また、職員に対して受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>職員からの個別の苦情、要望、意見等担当者の職員への周知や、受付窓口の設置等、職員が気兼ねをせずに相談できる体制作りをする。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>職員に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事務所内の見やすい場所への掲示し、周知を図る。 当法人会事務局で、当該事業を開始したことをホームページや理事会等で公表し、当該事業の概要について職員だけでなく広く周知する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>職員へのさらなる周知として、職場意識改善計画を事務局全員に配布する。 当法人会のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し、当該取組について内外に広く周知する。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善の必要性や意義について、専門家を講師に迎え、管理職に対し当該事業の概要や取り組みについての研修会を年に1回以上開催し、意識啓発を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>前年の研修結果を踏まえ、職場意識改善のための研修会を1年に1度以上開催する。</p>